

(表面) ※両面印刷して使用してください。

買受申込書

物件番号 1 不用物品 (公用自動車) の売払い

売払物件 スバル フォレスター (新潟 300 ら 5344)

申込金額 (税抜) ①+②+③+④

千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※金額の頭に¥マークを付けること。

内 訳 ①車両本体金額 (税抜) : 円 課税 (10%)
②自 賠 責 保 険 料 : 0 円 課税 (未経過相当額がある場合)
③自 動 車 重 量 税 : 0 円 課税 (相当額が残存する場合)
④リサイクル預託金 : 13,000 円 非課税

ただし、上記金額は、消費税相当額を除いた車両本体金額及び自賠責保険料 (未経過相当額)、自動車重量税 (相当額)、リサイクル預託金額を加算した金額であるので、契約金額は車両本体金額及び自賠責保険料 (未経過相当額) の合算額に消費税を加算した金額及び自動車重量税 (相当額)、リサイクル預託金額を加算した金額とし、条件書、物件明細書、その他関係事項を承諾の上、買受を申し込みます。

令和 年 月 日
分任契約担当官
下越森林管理署長 山本 満久 殿

申込者住所
商号又は名称
氏 名
電 話 番 号

売払決議

月	署 長	次 長	総括事務 管理官	主任事務 管理官	主 査
日					

上記の物件を売買契約書省略の上、売払ってよろしいか。また、代金納入後は下記職員により引渡しを実施してよろしいか。

適用法令 会計法 第29条の3 第1項 予決令 第 条 第 項	売払事由 不用物品の売払い
---------------------------------------	------------------

引渡職員	
------	--

(裏面)

条件書

- 1 売払物件の現状について、事前に確認、納得した上で買受けを申し込むこと。また、物件の種類、数量又は品質に錯誤があった場合でも買受人はこれについて異議を述べることはできず、隠れた瑕疵があった場合、または欠損している部品がある場合も補償及び補充を要求しないものとする。
- 2 契約締結後、買受申込書で提示した契約金額を7日以内（行政機関の休日を除く。）に、下越森林管理署収入官吏に現金納付すること。
- 3 物件の引渡しは代金納入の日とする。また、買受人は引渡し受領書を下越森林管理署長に提出するものとする。
- 4 搬出期間は物件引渡しを終了した日から15日以内（行政機関の休日を除く。）とし、期限までに指定区域外へは搬出すること。
- 5 買受人はやむを得ない事由により前記搬出期間満了前にその期間の延長を申請したときは、下越森林管理署長はその事由を審査して、その必要と認める期間の搬出延期を承認することができる。
- 6 前号により搬出期間延期の承認を受けようとする場合には、買受人はその延長期間に対し1日につき売払い代金の1000分の1に相当する金額を納付すること。
- 7 引渡し後、速やかに名義変更し、変更した旨の記載がされた書類（自動車車検証等）を下越森林管理署長へ提出すること。また、森林管理署等を明示する官署名及びロゴについては、適所削除を行い、削除の旨を証明する写真記録などを下越森林管理署（総括事務管理官あて）へ提出すること。なお、名義変更及びその他処理に係る費用は買受人の負担とする。
- 8 仮ナンバーにより自走で搬出を行う場合は、森林管理署等を明示する官署名及びロゴを一時的に隠すなどの措置を講じること。
- 9 買受人決定後、天災その他不可抗力によって売買物件に損害があった場合（売渡人の故意又は重大な過失による損害が生じた場合を除く）は、引き渡し前であっても売買物件の不具合等に係る費用は買受人の負担とする。
- 10 買受人が契約条件を履行しないときは、この契約の一部又は全部を解除されても異議を申し述べることはできない。
- 11 前項により契約を解除したときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付すること。
- 12 その他細部については、下越森林管理署長の指示に従うこと。